スィス（カナダガン（シジュウカラガンを除く。）	

に改める。

別表第三の第一中

二　鳥綱	
すずめ目	

を

二　鳥綱	
（一）　かも目	
かも科	ブランタ属全種
（二）　すずめ目	

に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年六月十一日から施行する。ただし、第二条の規定は平成二十六年八月一日から施行する。

○国土交通省令第五十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第七十五条の二第一項及び第七項並びに第七十五条の三第一項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「自動車の窓ガラス（最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車（幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。）にあつては、前面ガラス）」を「自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車を除く。）の窓ガラス」に改め、同条第二項中「大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車及び被牽引自動車」を「最高速度四十キロメートル毎時未満の自動車」に改める。

（装置型式指定規則の一部改正）

第二条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三号の四を第三号の八とし、第三号の三を第三号の七とし、第三号の二を第三号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

三の六　法第四十一条第三号の操縦装置のうちかじ取装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車に備えるものを除く。）

第二条第三号の次に次の三号を加える。

三の二　法第四十一条第二号の走行装置のうち応急用予備走行装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

三の三　法第四十一条第二号の走行装置のうちタイヤ空気圧監視装置（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

三の四　法第四十一条第三号の操縦装置のうち操作装置（二輪自動車に備えるものに限る。）

第二条第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二　法第四十一条第十号の窓ガラス

第五条第一項の表中

三の二　第二条第三号の二の操作装置	第百二十一号
三の三　第二条第三号の三のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	第十二号第四改訂版
三の四　第二条第三号の四のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置	

を

三の二　第二条第三号の二の応急用予備走行装置	第六十四号第二改訂版
三の三　第二条第三号の三のタイヤ空気圧監視装置	
三の四　第二条第三号の四の操作装置	第六十号
三の五　第二条第三号の五の操作装置	第百二十一号
三の六　第二条第三号の六のかじ取装置	第七十九号改訂版
三の七　第二条第三号の七のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	第十二号第四改訂版
三の八　第二条第三号の八のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置	

に、

十五の二　第二条第十七号の騒音防止装置	第四十一号第四改訂版
十五の三　第二条第十九号の前照灯	第九十八号改訂版 第百十二号改訂版
十五の四　第二条第十九号の二の前照灯	第百二十三号改訂版

を